

令和2年 第7回須賀川市農業委員会総会議事録

令和2年第7回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和2年7月 8日（火）
- 2 招集通知日 令和2年7月 8日（火）
- 3 招集日時 令和2年7月16日（木）午後1時30分
- 4 招集場所 市民交流センターtette たいまつホール
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（22名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 17名

7 欠席農業委員 2名 大河原一英、安藤 武栄

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男
稲田	小椋 利春	稲田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也
小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 栄一	仁井田	影山 孝
大東	関根 要一	大東	熊谷 聡	長沼	小林 秀巨	長沼	横川 良雄
長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則	岩瀬	矢部 邦博
岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人				

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 22名

9 欠席農地利用最適化推進委員 1名 佐藤栄久男

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主任主査兼農政係長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝
経済環境部農政課	主 事	佐藤 美佳
	主 事	藤田 紘平

11 議 案

議案第 31 号 農用地利用集積計画について

議案第 32 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 35 号 須賀川農業振興地域整備計画の変更について

報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 27 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 28 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理につ
いて

報告第 29 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

報告第 30 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書の受理
について

12 その他

13 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条
の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推

進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 19 番 佐藤 健一 農業委員と 1 番 車田 文彦 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 2 時 5 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 2 年 7 月 2 1 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和2年 第7回総会

令和2年7月16日(木)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案31号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。

議 長 ここで、申請番号第132号は2番栗野 一栄委員の自己案件ですので、「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により退席を求め、先に審議いたします。

(栗野委員 退席)

事 務 局 農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、申請番号第132号について説明がありました。

質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

申請番号第132号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、請番号第132号については計画どおり決定することといたします。

議 長 ここで、栗野委員の復席を求めます。

(栗野委員 復席)

議 長 続きまして、申請番号第133号からの説明をお願いします。

事 務 局 農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、申請番号第133号からの説明がありました。

質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第31号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 31 号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第 32 号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 32 号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 32 号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、お諮りいたします。議案第 35 号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」を前の議案同様、市長から意見を求められている議案の関係上、審議順番を早め先に審議したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、事務局からの説明を求めます。

事務局 鈴木係長 概略説明。農政課 佐藤主事 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

1 番、2 番について秋山委員よろしくお願いいたします。

秋山推進委員 1 番について説明いたします。

申立人の自宅は昭和 58 年に建築された建物です。平成 23 年の東日本大震災により、敷地内には段差ができており、老朽化が進み建物のゆがみも年々ひどくなっているため、住宅を建て替えることを決め、今回の申し出に至りました。特に問題はないものと思われまますので、農振除外の審議についてよろしく申し上げます。

続いて、2番について説明いたします。

事業計画者の家族は、四世代7人で生活しています。実家の農業を手伝いながら会社勤めをしている息子と妻、小さな子供2人が生活している既存建物の西側部分は、築55年を経過しており、住宅の中で一番古い部分であります。若い夫婦や子供が生活するうえでは不便な部分が多く、近年は老朽化も著しく進んでいるため危険であると判断し、一部取り壊して増築することになり、今回の申請となりました。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 3番について小枝委員よろしくお願いいたします。

小枝農業委員 3番について説明いたします。

農業用の駐車場を設置するための申請です。今までは収穫して販売するだけでしたが、今後は販売のみにとどまらず、収益性の高い魅力ある農業を実現するため、農業と観光業の融合を図り顧客を呼び込み、完熟して旨味のあるいちごを果実を作っていきたいとのことです。年間9,000人程の入園実績があり、土・日は混雑することが予想されますが、予定した駐車場の台数で運営することを考えております。また、6月から11月には、トマト、メロン狩りの新規事業も計画しており、今後の事業の継続性と駐車場の保有台数確保のための申請であります。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 4番について円谷委員よろしくお願いいたします。

円谷推進委員 4番について説明いたします。

事業計画者は、土地所有者の長女の夫であり、現在、須賀川市内の借家に居住しておりますが、家族が増えて手狭になっております。今回、新たに土地を求め、高齢でもある両親の近くに住宅を建築するための申請です。特に問題はないものと思われまますので、委員の皆様様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 5番、6番について小椋委員よろしくお願いいたします。

小椋推進委員 5番について説明いたします。

事業計画者は、現在、トラック9台、建設機械を8台所有しておりますが、保管場所に大変苦勞しており、従業員にも負担をかけてお

ります。申請地は、本社近くにありトラック等を保管するのに適していることから、駐車場として選定したとのことです。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

続いて、6番について説明いたします。

既に建っている携帯電話無線基地局の設備を増設することにより、基地局を新設するよりも基地局設置数を抑えることができるということです。また、外柵設置による増設工事のため、周辺農用地等への影響もなく特に問題はないものと思われまますので、委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 7-1番、7-2番について熊谷委員よろしくお願いいたします。

熊谷推進委員 7-1番、7-2番は関連性がありますので一括して説明いたします。

7-1番の事業計画者である佐藤板金工業は、板金及び屋根等の工事を主たる業務として事業を営んでおり、事業の発展に伴い資材や車両等が増えて保管場所が不足しています。そこで、隣接地である申請地を取得して資材置き場及び駐車場として利用する予定です。排水等に関しても特に問題はないものと思われまます。

7-2番の申し出の土地は、以前、農振除外の変更承認を受け、その後農地転用の許可を受けた場所です。しかし、売主と買主との間で金銭での折り合いがつかず、取り止めとなりました。そのため、農用地区域への編入を申し出るものです。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 8番について小林委員よろしくお願いいたします。

小林推進委員 8番について説明いたします。

現在、事業計画者は郡山市内のアパートに居住しており、昨年家族が増えて手狭になってきたことと、祖父母と両親も高齢になってきたので、農家の後継者として実家に戻り、農業に従事したいと考えております。しかし、実家には現在家族6人が同居しているため、家族が同居するには狭くプライバシーの問題等もあって難しいので、実家の近くのこの土地に住宅を建築したいとのことです。

排水に関して、建物への雨水は雨樋を通し、敷地雨水は敷地南側に設置した土側溝に落として市側溝に流出し、トイレ及び生活雑排水は、合併処理浄化槽を経由して隣接市道側溝に流出するので、排水等が周辺農用地に流入することはないものと考えられます。特に問題はないものと思われまますので、委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 9番について横川委員よろしくお願いいたします。

横川推進委員 9番について説明いたします。

申し出の土地は、国道118号線と県道291号線の交差する角にあり、既存のコンビニエンスストアを移設するための申請です。申請内容は、農地の集団性を阻害するものではなく、雨水排水については、県道道路側溝へ排水し、雑排水も県道へ敷設されている公共下水道へ排水するため問題はありません。また、計画面積が3,000㎡以下なので隣接農地所有者の同意は必要ではありませんが、用水路をまたぐ事業のため、所有者の同意をお願いしたいと思います。特に問題はないものと思われまますので、委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 10番について古川委員よろしくお願いいたします。

古川推進委員 10番について説明いたします。

申し出の土地に隣接している鹿島神社には駐車場が無く、式典等の際には路上駐車をせざるを得ない状況であり、また、地区の集団作業の際も路上駐車となっています。申し出の土地は、土地所有者の相楽次郎氏より宗教法人鹿島神社への寄付の申し出がされました。鹿島神社総代と行政区長との話し合いで農振除外の申し出となっています。特に問題はないものと思われまますので、委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第35号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」原案の

とおり変更することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 35 号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」原案に同意することといたします。

(農政課職員 退席)

次に、議案第 33 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 56 号について橋本委員よろしくお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 56 号について説明いたします。

譲渡人は、申請地を他の人に貸していましたが、耕作していた人が土地を返却したいとのことで、譲受人である息子が耕作するために申請することとなりました。受許可上特に問題ないと思われま
委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 57 号について、影山推進委員よろしくお願いいたします。

影山推進委員 受理番号第 57 号について説明いたします。

申請地は、譲受人の佐藤氏の親の代、昭和 47 年に売買されており、今回は、名義変更のための申請となります。当時、佐藤氏が所有していた水田の近くに申請地があり、譲渡人太田氏の父の時に売買がされましたが、登記がされていなかったとのことです。佐藤氏は、当時の土地売買契約書と領収書を所有しており、当時から引き続き作付しており問題ないと思われま
委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 58 号について、小枝農業委員よろしくお願いいたします。

小枝農業委員 受理番号第 58 号について説明いたします。

相続財産管理人の吉津弁護士に確認したところ、申請地は市街化区域で何年もの間買い手が見つからなかったとのことです。また、福島家庭裁判所郡山支部から、いくらでもいいから売ってほしいと

頼まれたそうで、郡山市の不動産業者から、譲受人の増子氏を紹介されたとのこと。増子氏は、申請地で野菜を作りたいとのこと。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 59 号について、有馬推進委員よろしくお願いいたします。

有馬推進委員 受理番号第 59 号について説明いたします。

申請地は、昨年までは別の方が耕作しておりましたが、期限が切れ、今年は譲受人の熊田氏が借りて耕作しています。譲渡人の佐藤氏は、売買を考えており、譲受人の熊田氏に相談したところ、今回、売買の話がまとまったものです。許可上特に問題ないと思われ。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号 61 号について、樽川委員よろしくお願いいたします。

樽川推進委員 受理番号第 61 号について説明いたします。

譲渡人の小橋勝一氏と譲受人の小橋幹雄氏は、実の兄弟であります。譲渡人は、農業を営んでおりましたが、高齢となり体調が悪くなりました。そこで、譲受人の幹雄氏は新規就農者ではありませんが、家族 3 人で農業を営んでいくとのこと。許可上特に問題ないと思われ。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 33 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 33 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号 11 号について、安藤委員よろしくお願いいたします。

安藤推進委員 受理番号第 11 号について説明いたします。

本申請は、太陽光発電施設を設置するためのものであり、テンフールズファクトリー(株)の担当者から、申請内容を確認しています。農地の集団性を阻害するものではなく、草刈りなどの除草をすることとしており、農地に与える影響は少ないものと考えられます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 12 号について、橋本委員お願いします。

橋本推進委員 受理番号第 12 号について説明いたします。

(株)Winflow から申請内容の確認を行っております。申請地は、阿武隈川の堤防と堤防との間の土地で、たびたび内水被害に襲われる地区で、耕作しても収穫にならない土地でした。今回、太陽光発電施設設置の話がありまとまったものです。耕作していない土地と他の太陽光発電施設に囲まれており、周辺への影響はないものと思われます。許可上特に問題はないものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 13 号について、有馬委員お願いします。

有馬推進委員 受理番号 13 号について説明いたします。

申請地は釈迦堂川沿いで、ここ 10 年の間に 2 回水害にあっている場所であり数年前から耕作はしていません。しかし、耕作放棄地にならないようにするため、毎年草刈りを行っているとのこと。今回、太陽光発電施設設置の話がありまとまったものであり、隣接する土地所有者から同意書も得ております。特段問題はないと思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 14 号について、斎藤委員お願いします。

斎藤推進委員 受理番号第 14 号について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係で、農家住宅建設のため申請されま

した。現地を確認したところ、排水、土砂の流出等、許可上特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 25 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○報告第 26 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 7 件です。

○報告第 27 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 3 件です。

○報告第 28 号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 2 件です。

○報告第 29 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 22 件です。

○報告第 30 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出書の受理について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 次に、その他、事務局から「令和 2 年田畑売買価格等に関する調査の報告について」説明願います。

事務局 力丸係長 説明

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 「令和2年田畑売買価格等に関する調査の報告について」は、記載内容のとおり福島県農業会議へ報告することといたします。

議長 続いて、斎藤農地利用最適化推進委員長から「農地利用最適化推進委員役員会における申し送り事項について」説明願います。

斎藤委員長 申し送り事項を読み上げます。

令和2年6月12日開催した農地利用最適化推進委員役員会において、以下のとおり申し送り事項をとりまとめたので、今後の農地等の利用の最適化に向け鋭意取り組まれますよう、ここに申し送りいたします。 令和2年7月16日

須賀川市農業委員会会長 和田博文様

須賀川市農地利用最適化推進委員長 斎藤敏夫

1 「意見書」への反映について

(1) 担い手への農地集積に関して、担い手の不足、負担増大が懸念されている中、地元の協力を含め担い手へ配慮する必要がある旨を記載していただきたい。

(2) 担い手としての「農業法人」に関して、従業員の雇用に対するバックアップが必要である旨を記載していただきたい。

2 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」への反映について

(1) 担い手への農地集積に関して、担い手の不足、負担増大が懸念されている中、地元の協力を含め担い手へ配慮する必要がある旨を記載していただきたい。

(2) 担い手としての「農業法人」に関して、家族経営のほかに第三者を入れた法人形態があることから、法人化するにあたりメリット、デメリットなど、きめ細かな説明等による推進を図る旨を記載していただきたい。

3 農地利用最適化推進委員の総会等への参加機会の増について

現状は担当地区における審議案件がある場合のみ総会へ出席することとなっているが、農地利用最適化推進委員としても、農業委員会における話し合いの機会が必要と思われることから、総会への出席をはじめ、より一層の話し合いの機会の増を図られたい。以上

議 長 申し送り事項については、新体制になってから役員会等で協議させていただきます。

その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

(なし)

議 長 ほかになれば、これにて令和2年第7回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。